

老人クラブ保険の沿革・ご加入案内

－ 会員のための保険制度 －

1. 沿革

(1) 全国の要望により「保険制度検討委員会」を設置

- ①昭和60年、“老人クラブ活動中の事故への補償制度を”との全国からの要望を受けて全老連に「保険制度検討委員会」を設置
- ②昭和61年9月、第1回「社会奉仕の日」において、清掃活動中に会員の交通事故死が発生。そのため多くの老人クラブ関係者から補償制度の早期創設が求められた。

(2) 老人クラブ団体傷害保険特約として大蔵省認可

昭和62年6月、新しいタイプの保険（「老人クラブ団体特約」）として大蔵省認可を得る。

(3) 主な経緯

- 昭和58年 会員による共済制度・保険制度の創設検討
- 昭和60年 全老連に「老人クラブ保険制度検討委員会」を設置
- 昭和62年 5月／全老連理事会・評議員会で審議可決
6月／大蔵省認可
9月／保険募集・補償の開始
- 平成10年 24時間補償タイプを追加
- 平成26年 賠償責任保険の新設

(4) 引受保険会社

- 幹事会社：東京海上日動火災保険株式会社
- 副幹事会社：損害保険ジャパン日本興亜株式会社・三井住友海上火災保険株式会社

2. ご加入案内

(1) 会員のメリット

- ①全老連一括契約による団体割引の適用
- ②年額500円からの安価な掛金（詳しくは「老人クラブ3つの保険〈掛金・補償内容〉」をご覧ください。）
- ③加入年齢の制限がない

(2) 保険の対象者・取りまとめ・加入申込書

- ①市区町村老連及び都道府県・指定都市老連に所属している単位老人クラブ会員が対象。
- ②団体保険のため加入希望者を取りまとめ「単位老人クラブ名」での申込み。
- ③加入を希望される老人クラブは【送付先及び加入申込書希望と明記】してFAXで請求してください。
●請求先：全国老人クラブ連合会 保険係（FAX：03-3597-8767）

(3) その他

- ①この研修用資料は保険契約者である全国老人クラブ連合会が会員向けに作成しています。
- ②この資料は最新版をインターネットからダウンロードできます。「老人クラブ傷害保険」で検索し、
トップページ(右下)「[老人クラブ保険関係資料](#)」をクリックしてください。

回覧してご検討ください

老人クラブ 3つの保険〈掛金・補償内容〉

傷害保険

自分がケガをした時の保険です。病気および他人に与えたケガは対象外です。

- ① 対象：老人クラブ会員に限りです。年齢制限はなく、いつでも加入できます。(1人1口加入)
ただし、加入手続きは所属老人クラブの保険担当者が取りまとめる団体傷害保険です。
- ② 保険期間：掛金払込日の翌月1日から1年間
- ③ 補償範囲・掛金タイプ
「24時間型(掛金3タイプ)」と「活動型(掛金3タイプ)」の6タイプから選択してください。

1 24時間型

〈クラブ活動中(往復途上^(注3)を含む)・クラブ活動中以外を問わず〉
日常生活全般(24時間)のケガを補償します。

☞ クラブ活動中のケガの場合は、**白地** + **薄いグレー** の合計 **黒色** の保険金額が支払われます。
☞ クラブ活動中以外のケガの場合は、**薄いグレー** のみの保険金額が支払われます。

年間掛金	10,000円		5,000円		3,500円	
ケガをした時の状況	活動中のケガの場合	活動中以外のケガの場合	活動中のケガの場合	活動中以外のケガの場合	活動中のケガの場合	活動中以外のケガの場合
死亡保険金	170万円 217万円 387万円	217万円	85万円 109万円 194万円	109万円	45万円 91万円 136万円	91万円
(注1) 後遺障害保険金	170万円 170万円	—	85万円 85万円	—	45万円 45万円	—
(注2) 入院保険金日額 (1事故につき30日限度)	4,000円 2,280円 6,280円	2,280円	2,000円 1,140円 3,140円	1,140円	1,000円 950円 1,950円	950円
通院保険金日額 (1事故につき30日限度)	2,600円 1,700円 4,300円	1,700円	1,300円 850円 2,150円	850円	650円 600円 1,250円	600円

※「24時間型」の職種級別Aは無職・事務職(傷害リスクの低い職業)等です。B(傷害リスクの高い職業)については、下記をご参照ください。

ご注意 ●職種級別に該当するおもな職種
 ・「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上、6職種)
 ・上記に該当する方は、保険金額が変更になります。
 ・詳しくは取扱代理店もしくは引受保険会社にお問い合わせください。

2 活動型

〈クラブ活動中(往復途上^(注3)を含む)〉
のケガを補償します。

☞ クラブ活動中のケガの場合は、下表の保険金額が支払われます。
☞ クラブ活動中以外のケガの場合は補償されません。

年間掛金	2,000円	1,000円	500円
ケガをした時の状況	活動中のケガの場合	活動中のケガの場合	活動中のケガの場合
死亡保険金	170万円	85万円	45万円
(注1) 後遺障害保険金	170万円	85万円	45万円
(注2) 入院保険金日額 (1事故につき30日限度)	4,000円	2,000円	1,000円
通院保険金日額 (1事故につき30日限度)	2,600円	1,300円	650円

ご注意 ・クラブ活動とは、各クラブで予め企画、実行したものを指します。
 ・「活動型」に職種級別はありません。

※注1 後遺障害保険金は、クラブ活動中のケガに起因する場合のみが対象となります。(後遺障害の程度に応じて、クラブ活動中の死亡・後遺障害保険金額の4%~100%が支払われます。)
 ※注2 手術保険金のお支払額は、入院中以外(外来)は、入院保険金日額の5倍または入院中は、10倍となります。
 ※注3 往復途上とは、自宅(マンション、アパートなどの集合住宅は専用部、戸建ては敷地を含む)を出てから、活動場所までの通常経路を指します。

3 賠償責任保険

他人の物を壊したり、ケガをさせた時の保険。自分のケガは対象になりません。

- ① 対象：老人クラブ(全員加入が条件となります)
- ② 保険期間：毎年10月から1年間
- ③ 掛金：1人年額100円(最低引受保険料3,000円)
- ④ 補償：支払限度額1億円

4 公益財団法人 全国老人クラブ連合会 保険係

TEL.03-3597-8770 FAX.03-3597-8767

〒100-8822 東京都千代田区霞が関3丁目6-14 ミクビル1階102号
 〈取扱代理店〉 有限会社 シニアサービス社 TEL.03-3597-8768
 〈引受幹事保険会社〉 東京海上日動火災保険株式会社

※この広告は、以下の商品についてご紹介したものです。
 「老人クラブ傷害保険」
 ■活動型：老人クラブ団体傷害保険特約付帯傷害保険、
 ■24時間型：総合生活保険(傷害補償)
 「老人クラブ活動専用賠償責任保険(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険)」
 ご加入にあたっては、必ず「概要」「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合には、代理店までお問い合わせください。